

令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査

報告書

令和2年6月

内閣府

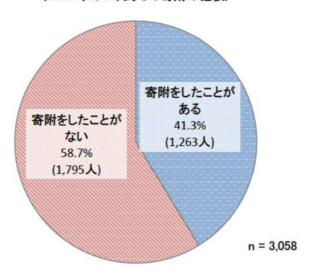
3 寄附の現状と意識

寄附の現状や意識について、2018年の1年間における寄附経験の有無、寄附金額、寄附 回数、寄附に関する考えについて調査を行った。

(1) 寄附経験の有無

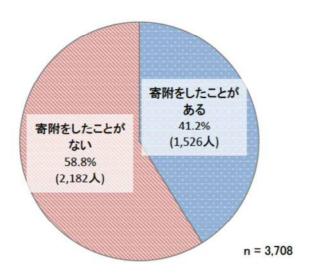
2018年の1年間における寄附経験の有無についてみると、「寄附をしたことがある」 (41.3%)、「寄附をしたことがない」(58.7%) となった。【調査票:問5への回答】

【図表 11】 寄附経験の有無 (2018 年の1年間での寄附の経験)



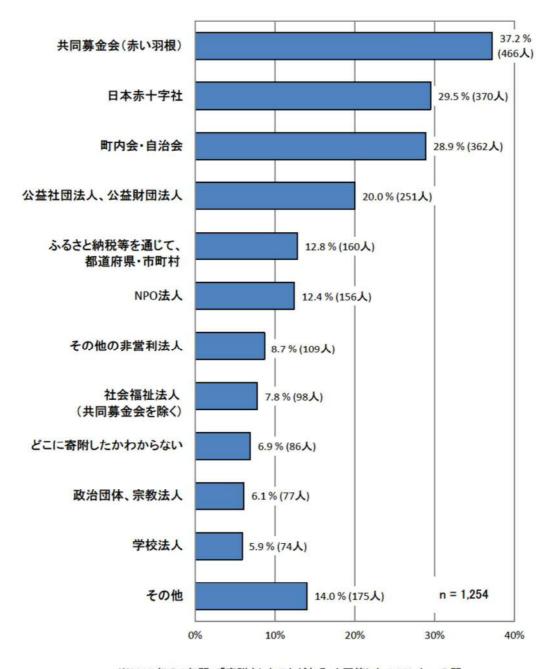
(無回答者数:14人)

【参考】 寄附経験の有無 (2016 年度調査より) (2015 年の1年間における寄附の経験)



(5) 寄附をした相手

2018年の1年間に「寄附をしたことがある」と回答した人で、寄附をした相手としては、「共同募金会(赤い羽根)」(37.2%)、「日本赤十字社」(29.5%)、「町内会・自治会」(28.9%)の順となっている。【調査票:問8への回答】

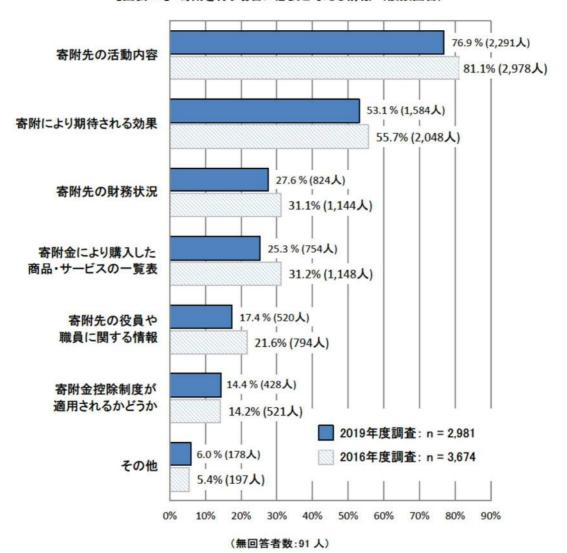


【図表 18】 寄附をした相手 (複数回答)

※2018 年の1年間で「寄附をしたことがある」と回答した 1,263 人への問 (うち無回答者数:9人)

(11) 寄附を行う場合に必要と考える情報

寄附を行う場合に必要と考える情報としては、「寄附先の活動内容」(76.9%) が最も多い。次いで「寄附により期待される効果」(53.1%)、「寄附先の財務状況」(27.6%) となっている。【調査票:問14~の回答】



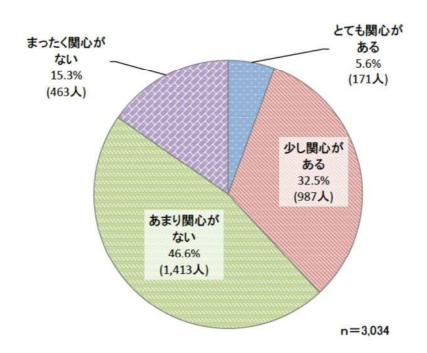
【図表 24】 寄附を行う場合に必要と考える情報 (複数回答)

4 NPO法人について

NPO法人に対する関心の現状について、NPO法人に対する関心の有無、認定・特例 認定NPO法人に対する考えについて調査を行った。

(1) NPO法人に対する関心の有無

NPO法人に対する関心としては、「あまり関心がない」(46.6%) が最も多い。関心がある層は38.2% (「とても関心がある」(5.6%)、「少し関心がある」(32.5%) の合計)であった。【調査票:問15~の回答】



【図表 25】 NPO法人に対する関心の有無

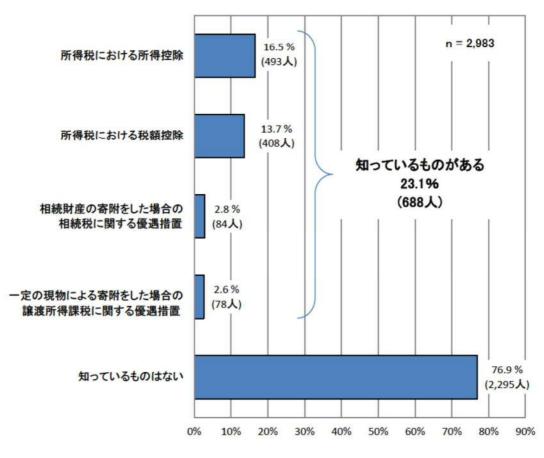
(無回答者数:38人)

(2) 認定・特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の認知

認定・特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の認知について、「知っているものはない」(76.9%)が最も多い。【調査票:問16への回答】

なお、「知っているものがある」とする回答の中では、「所得税における所得控除」 (16.5%) が最も多く、次いで「所得税における税額控除」(13.7%) となっている。

【図表 26】 認定・特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の認知 (複数回答)



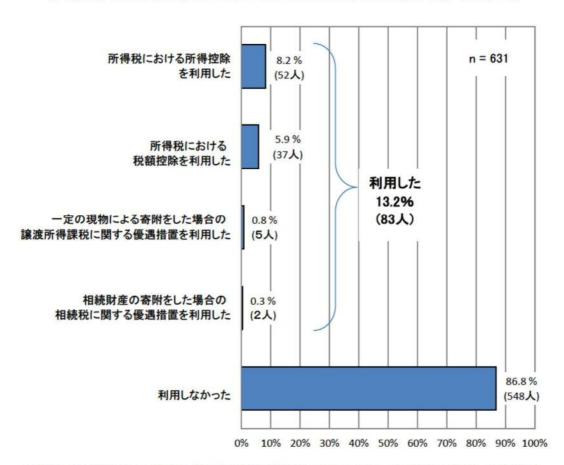
(無回答者数:89人)

(3) 認定・特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の利用

2018年の1年間における認定・特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の利用は、「利用しなかった」(86.8%) が最も多い。【調査票:問17への回答】

なお、「利用した」とする回答の中では、「所得税における所得控除を利用した」 (8.2%) が最も多く、次いで「所得税における税額控除を利用した」(5.9%) となっている。

【図表 27】 認定·特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の利用(複数回答)

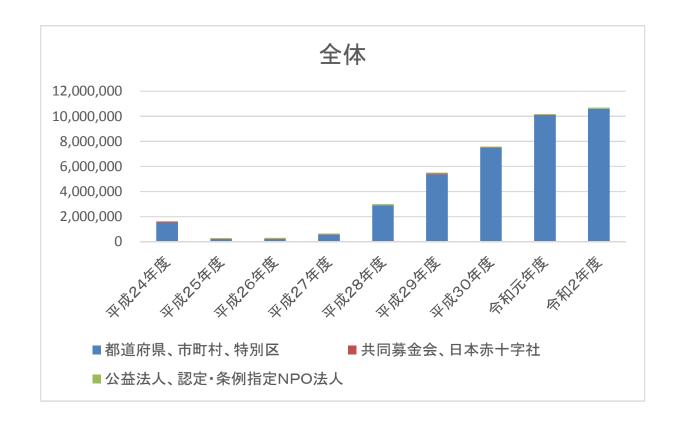


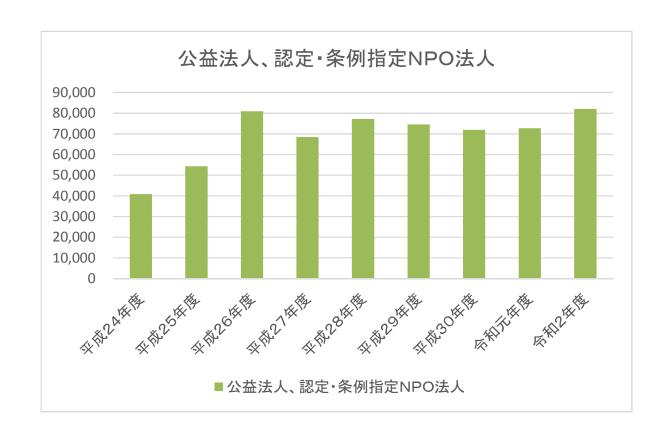
※認定・特例認定 NPO 法人に対する税制優遇制度について、「知っているものがある」と回答した 688 人への問 (うち無回答者数:57人)

本市個人住民税の税額控除の手続が行われた寄附金額

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
都道府県、市町村、特別区	1,494,837	193,424	181,110	545,563	2,877,619	5,343,949	7,478,756	10,066,597	10,573,876
共同募金会、日本赤十字社	103,076	31,292	35,054	33,732	38,411	93,780	32,577	42,639	30,346
公益法人、認定·条例指定NPO法人	40,819	54,362	80,964	68,450	77,195	74,560	72,006	72,685	82,066
合計	1,638,732	279,078	297,128	647,745	2,993,225	5,512,289	7,583,339	10,181,921	10,686,288

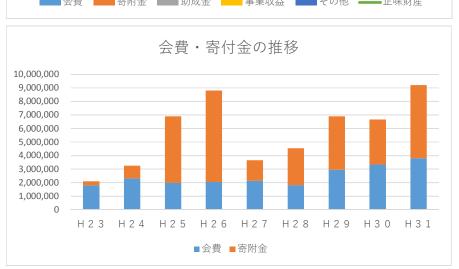


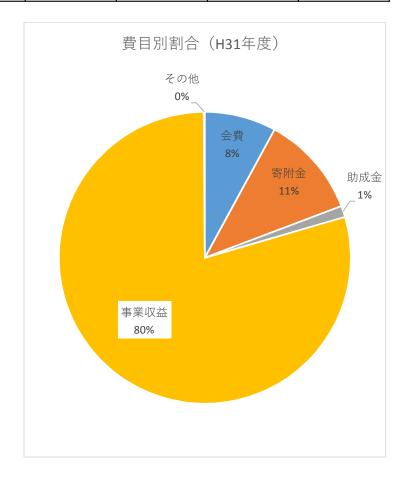


○A法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	1,807,500	2,322,500	1,985,117	2,045,536	2,135,000	1,812,500	2,953,000	3,337,500	3,800,000
寄附金	292,495	925,454	4,912,196	6,754,597	1,528,034	2,730,964	3,948,034	3,325,566	5,421,300
助成金	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	600,000
事業収益	5,073,119	10,084,297	15,524,652	23,156,649	20,889,402	22,613,862	30,992,981	29,959,901	38,080,670
その他	44,496	1,212	2,012	40,874	10,624	28,269	3,409	23,739	57,728
収益計	8,217,610	13,333,463	22,423,977	31,997,656	24,563,060	27,185,595	37,897,424	36,646,706	47,959,698
正味財産	2,732,970	3,961,641	9,349,303	12,503,262	11,973,356	16,934,516	28,345,220	32,366,858	39,152,014

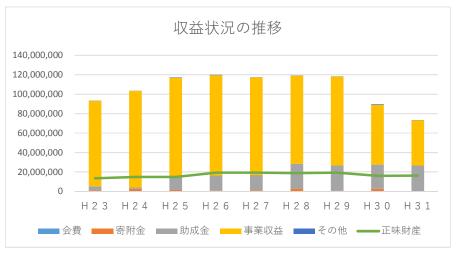


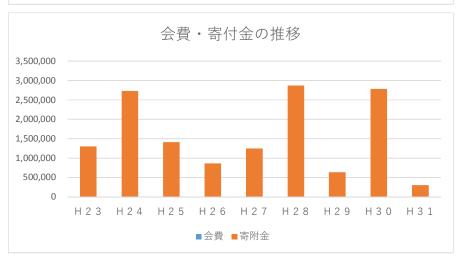


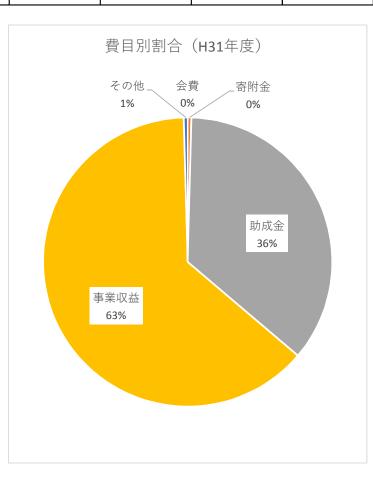


○B法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄附金	1,302,474	2,730,400	1,413,000	865,000	1,252,000	2,872,000	636,400	2,782,592	302,197
助成金	3,946,299	1,401,661	12,865,955	15,569,795	15,683,900	25,573,510	26,043,430	24,816,840	26,336,975
事業収益	88,106,618	99,256,997	102,746,727	103,110,190	100,371,195	90,705,556	91,530,676	61,473,990	46,615,738
その他	191,361	221,821	397,008	398,245	182,104	151,478	87,097	592,014	318,631
収益計	93,546,752	103,610,879	117,422,690	119,943,230	117,489,199	119,302,544	118,297,603	89,665,436	73,573,541
正味財産	13,555,509	14,785,718	14,886,515	19,338,759	19,379,980	18,839,856	19,259,742	16,044,469	16,316,821





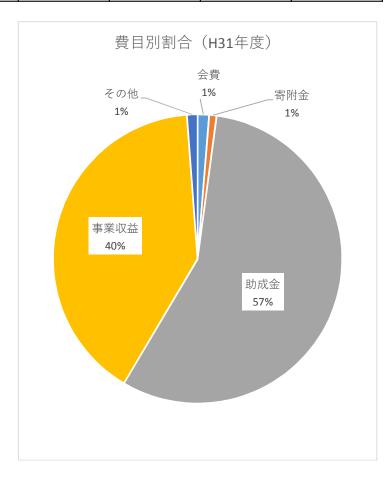


○C法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	512,000	539,000	411,000	419,000	374,000	420,000	330,000	316,000	293,000
寄附金	7,158,100	3,499,903	9,554,846	6,498,741	6,232,557	1,753,196	913,111	322,702	190,202
助成金	0	0	2,773,715	3,575,650	169,008	13,431,498	11,988,161	12,089,332	12,885,217
事業収益	23,585,264	29,227,246	25,273,783	28,322,887	19,458,931	21,372,322	23,416,084	22,514,813	9,206,070
その他	140,681	828,788	500,319	205,535	347,329	692,959	284,145	362,442	272,024
収益計	31,396,045	34,094,937	38,513,663	39,021,813	26,581,825	37,669,975	36,934,501	35,605,289	22,846,513
正味財産	13,911,976	-326,773	-134,196	649,022	766,759	785,271	632,875	632,875	-1,529,372

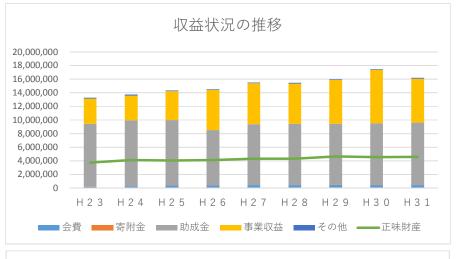




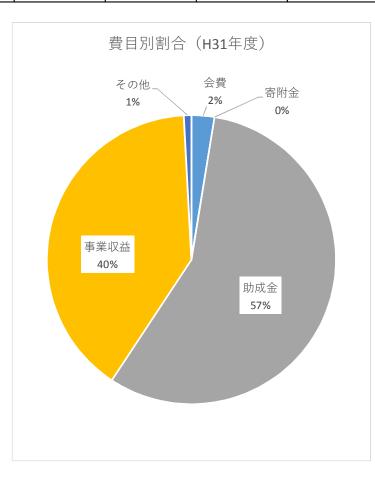


○D法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	183,000	264,000	384,000	390,000	422,000	440,000	451,000	424,000	417,000
寄附金	20,000	0	5,000	3,800	0	0	13,000	10,000	0
助成金	9,263,868	9,675,523	9,616,749	8,137,000	8,962,002	9,007,556	8,992,626	9,071,776	9,201,905
事業収益	3,665,200	3,649,143	4,233,894	5,880,347	6,040,782	5,905,936	6,438,617	7,870,020	6,466,351
その他	142,238	133,326	94,315	94,355	91,711	125,110	75,672	75,156	138,259
収益計	13,274,306	13,721,992	14,333,958	14,505,502	15,516,495	15,478,602	15,970,915	17,450,952	16,223,515
正味財産	3,741,839	4,116,035	4,027,568	4,100,157	4,323,479	4,326,216	4,659,504	4,541,884	4,580,085

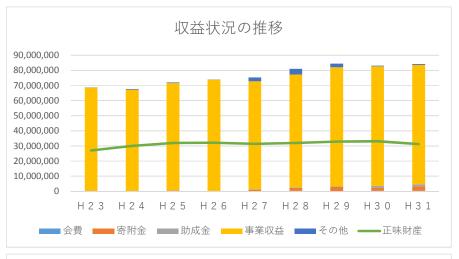




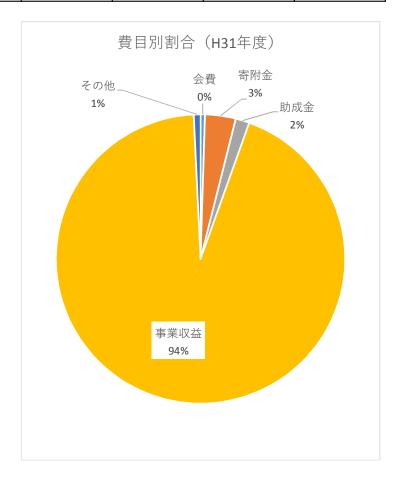


○E法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	331,000	302,000	294,000	254,000	252,000	300,000	253,000	426,000	410,000
寄附金	92,633	15,000	325,150	19,960	677,463	2,010,880	2,607,000	1,898,000	2,887,000
助成金	0	0	0	0	303,000	303,000	303,000	1,303,000	1,300,000
事業収益	68,162,786	66,893,444	70,995,342	73,488,839	71,489,931	74,704,792	78,948,540	79,024,794	78,893,195
その他	178,864	465,526	395,405	228,138	2,591,512	3,629,809	2,301,287	474,651	639,053
収益計	68,765,283	67,675,970	72,009,897	73,990,937	75,313,906	80,948,481	84,412,827	83,126,445	84,129,248
正味財産	26,968,184	30,061,140	31,966,973	32,099,741	31,373,227	31,942,491	32,899,705	33,103,447	31,192,277

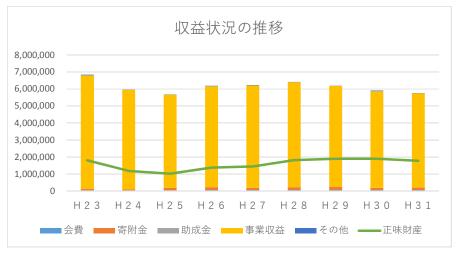


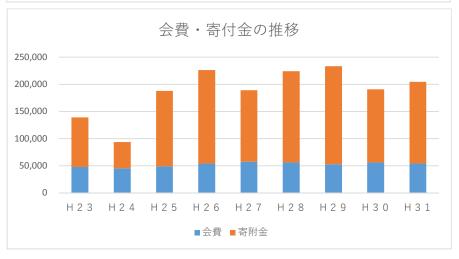


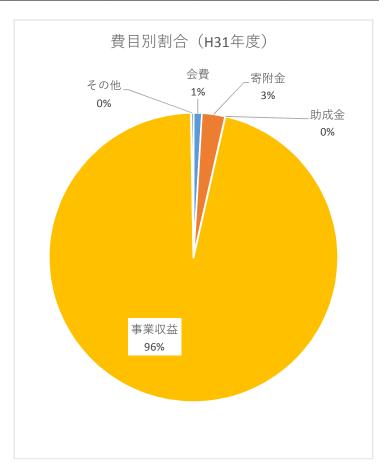


○F法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	48,000	45,600	49,200	54,000	57,600	56,400	52,800	56,400	54,000
寄附金	91,082	48,000	138,556	172,186	131,702	167,856	180,506	134,242	150,620
助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	6,671,031	5,855,346	5,480,740	5,939,893	6,010,742	6,184,999	5,934,314	5,675,413	5,545,530
その他	34,054	21,631	13,346	28,745	30,344	11,213	25,370	36,136	15,754
収益計	6,844,167	5,970,577	5,681,842	6,194,824	6,230,388	6,420,468	6,192,990	6,008,315	5,765,904
正味財産	1,801,931	1,186,419	1,019,798	1,377,150	1,442,513	1,810,992	1,901,280	1,889,392	1,775,648

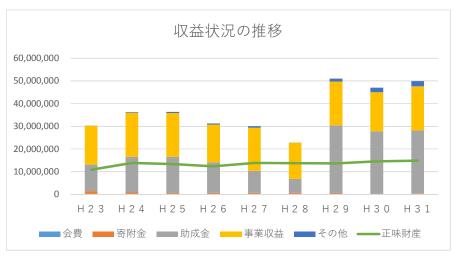




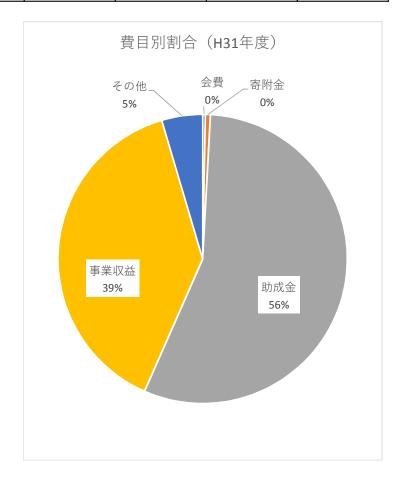


○G法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	183,000	224,000	156,000	223,000	184,000	187,000	152,000	160,000	149,000
寄附金	1,252,370	554,377	471,284	455,880	502,438	495,618	439,637	14,641	280,166
助成金	11,697,000	15,816,324	15,937,750	13,401,900	9,734,000	6,124,610	29,899,608	27,634,164	27,784,481
事業収益	17,065,458	19,354,426	19,251,645	16,627,782	18,957,950	15,893,439	19,258,612	17,200,913	19,372,466
その他	82,412	311,581	566,991	542,160	650,753	32,513	1,273,351	2,017,647	2,275,439
収益計	30,280,240	36,260,708	36,383,670	31,250,722	30,029,141	22,733,180	51,023,208	47,027,365	49,861,552
正味財産	10,875,649	13,860,945	13,297,707	12,306,036	13,841,733	13,734,724	13,571,904	14,537,441	14,856,126





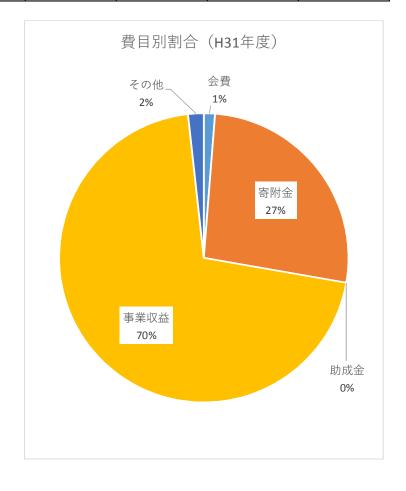


○H法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	24,704,444	17,571,192	19,023,379	18,118,006	1,012,000	1,364,000	1,214,000	1,329,000	1,208,000
寄附金	0	0	5,390,924	4,357,000	18,511,000	23,829,356	22,261,690	24,836,100	25,533,092
助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	44,085,156	56,238,757	72,436,643	68,991,600	65,205,201	68,375,576	64,722,258	66,684,931	67,907,350
その他	50,099	1,029,202	147,737	58,656	186,531	1,156,623	2,647,995	962,474	1,687,446
収益計	68,839,699	74,839,151	96,998,683	91,525,262	84,914,732	94,725,555	90,845,943	93,812,505	96,335,888
正味財産	19,906,445	13,965,344	18,353,635	21,309,487	23,409,990	40,177,504	36,728,638	44,767,753	53,619,387





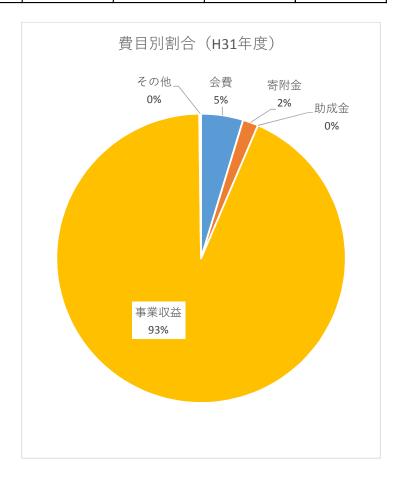


○Ⅰ法人

-									
	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	138,000	159,000	168,000	200,000	223,000	220,000	235,000	210,000	195,000
寄附金	50,000	0	0	168,000		108,720	53,870	92,980	72,000
助成金	0	0	0	0	0	1,200,000	0	0	0
事業収益	4,346,000	5,679,118	6,940,844	7,943,322	7,402,050	4,213,620	4,625,736	4,346,872	3,876,285
その他	15,288	8,702	676	751	831	17,843	29,008	27,274	8,225
収益計	4,549,288	5,846,820	7,109,520	8,312,073	762,588	5,760,183	4,943,614	4,677,126	4,151,510
正味財産	2,002,421	2,197,217	2,885,399	2,574,407	1,985,855	1,411,877	1,123,620	1,042,538	1,196,086





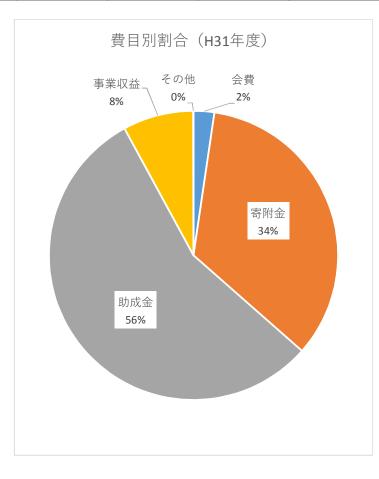


○亅法人

0 - 12.7									
	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費			60,500	57,500	62,500	61,500	63,000	67,000	76,500
寄附金			100,000	21,250	10,000	6,000	70,000	407,221	1,124,128
助成金			0	64,000	107,000	227,000	193,163	868,000	1,828,707
事業収益			20,000	171,000	140,500	205,040	132,141	158,567	259,500
その他			0	73	142	66	1,506	7	1,052
収益計			180,500	313,823	320,142	499,606	459,810	1,500,795	3,289,887
正味財産			657,778	734,880	757,656	690,814	740,028	993,202	2,696,498

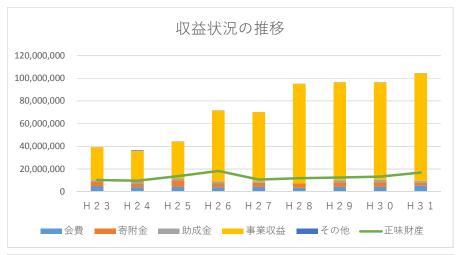


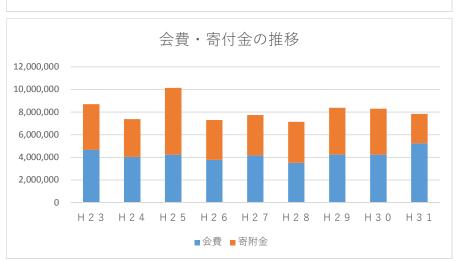


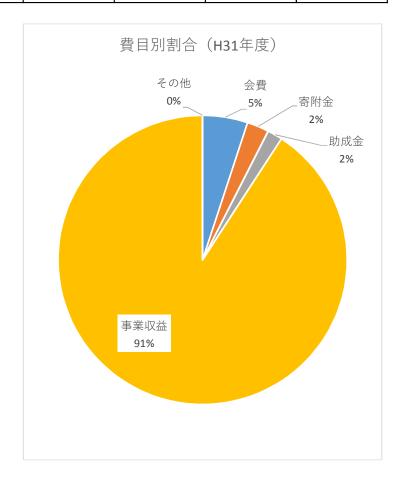


○K法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	4,673,500	4,038,300	4,243,000	3,789,800	4,191,000	3,528,000	4,249,787	4,246,400	5,252,650
寄附金	4,031,434	3,329,132	5,893,055	3,510,864	3,548,367	3,609,658	4,141,450	4,054,964	2,574,133
助成金	1,357,000	2,001,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	0	1,806,288	2,219,198	1,753,551
事業収益	29,007,715	26,484,091	32,452,423	62,313,889	60,813,183	87,865,643	86,099,811	85,840,871	94,693,600
その他	150,889	770,176	755	2,172	1,394	124	128	151	24,131
収益計	39,220,538	36,622,699	44,089,233	71,616,725	70,053,944	95,003,425	96,297,464	96,361,584	104,298,065
正味財産	10,153,575	9,697,600	13,674,922	18,361,629	10,690,565	11,876,516	12,544,172	13,392,066	16,925,234

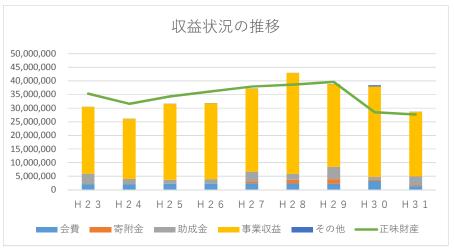


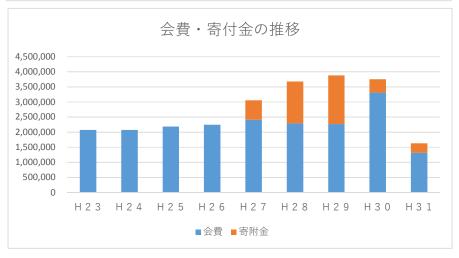


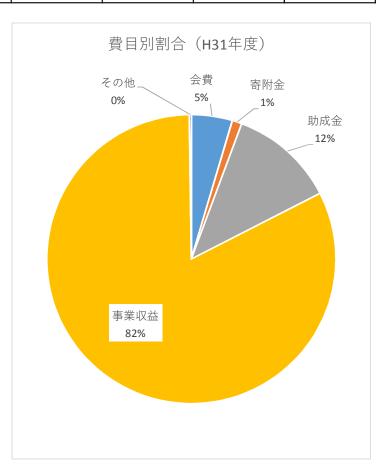


○L法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	2,075,000	2,075,000	2,185,000	2,250,000	2,413,000	2,295,000	2,270,000	3,310,000	1,315,000
寄附金	0	0	0	0	647,000	1,388,176	1,609,203	441,000	317,000
助成金	3,872,300	1,953,800	1,449,800	1,697,800	3,584,800	2,093,800	4,495,813	1,030,800	3,391,500
事業収益	24,465,372	22,041,129	27,903,649	27,848,502	30,576,357	37,105,119	30,389,744	33,175,752	23,637,068
その他	15,610	15,322	53,183	9,056	18,681	38,633	100,872	527,807	66,942
収益計	30,428,282	26,085,251	31,591,632	31,805,358	37,239,838	42,920,728	38,865,632	38,485,359	28,727,510
正味財産	35,323,824	31,610,422	34,327,524	36,163,598	37,938,567	38,640,401	39,615,286	28,495,058	27,678,294





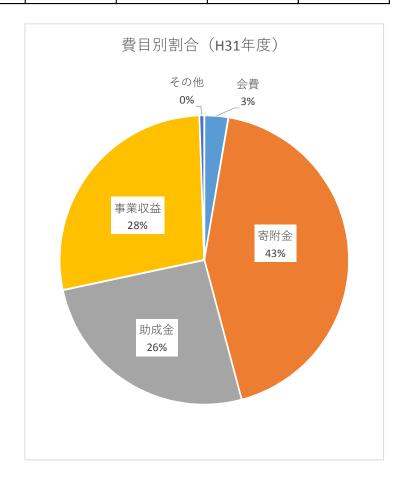


○M法人

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	624,500	147,000	719,000	310,000	578,000	699,000	463,000	753,000	627,000
寄附金	7,607,777	32,124,980	86,368,674	28,316,771	119,585,233	16,150,131	12,159,036	11,769,796	10,105,883
助成金	10,000,000	7,800,000	4,000,000	6,267,996	5,050,000	6,428,815	26,896,000	8,150,000	6,050,000
事業収益	5,377,955	7,814,810	5,336,350	11,331,790	10,876,376	7,937,171	7,887,254	7,551,527	6,509,334
その他	900,952	101,982	2,735,135	215,992	177,075	144,327	285,502	630,788	126,791
収益計	24,511,184	47,988,772	99,159,159	46,442,549	136,266,684	31,359,444	47,690,792	28,855,111	23,419,008
正味財産	155,606,041	185,383,830	265,130,495	287,308,283	395,495,498	400,456,488	423,372,598	429,042,119	428,773,715

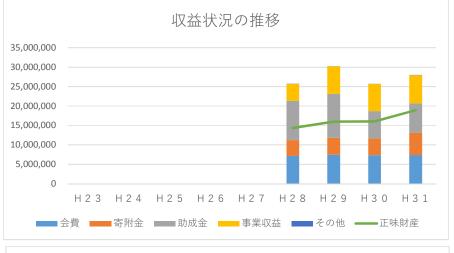


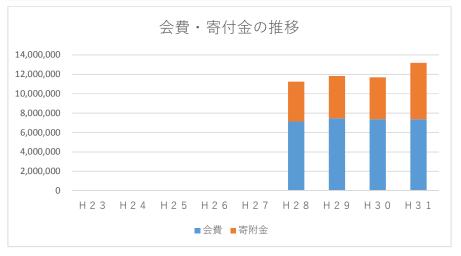


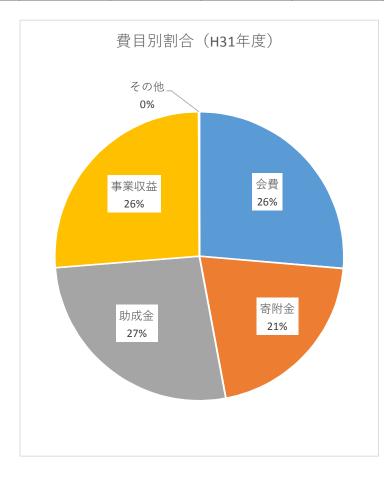


○N法人

0 11/21/									
	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費						7,147,000	7,474,000	7,365,000	7,385,000
寄附金						4,092,319	4,363,624	4,323,660	5,799,401
助成金						10,123,800	11,290,000	7,020,000	7,472,000
事業収益						4,336,913	7,068,713	6,977,281	7,336,098
その他						113	103	80	21,587
収益計						25,700,145	30,196,440	25,686,021	28,014,086
正味財産						14,353,089	15,976,145	16,069,312	18,938,187

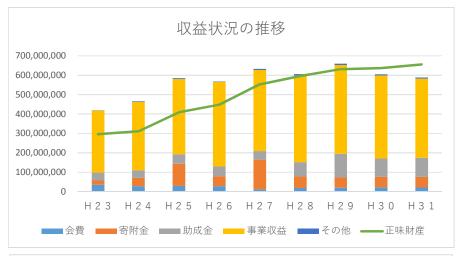




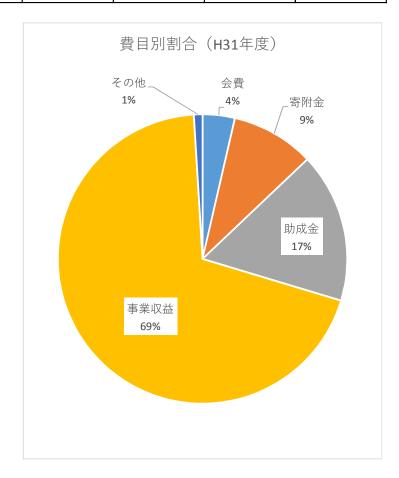


○条例指定·認定法人合計

-									
	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	35,279,944	27,687,592	29,678,196	28,110,842	11,904,100	18,530,400	20,160,587	22,000,300	21,182,150
寄附金	21,898,365	43,227,246	114,572,685	51,144,049	152,625,794	59,214,874	53,396,561	54,413,464	54,757,122
助成金	41,136,467	38,648,308	48,143,969	50,714,141	45,093,710	74,513,589	121,908,089	94,203,110	98,604,336
事業収益	319,611,674	352,578,804	388,596,692	435,126,690	418,232,600	447,419,988	457,445,481	428,455,645	408,399,255
その他	1,946,944	3,909,269	4,906,882	1,824,752	4,289,031	6,029,080	7,115,445	5,730,366	5,653,062
収益計	419,873,394	466,051,219	585,898,424	566,920,474	625,281,942	605,707,931	660,029,163	604,909,009	588,595,925
正味財産	296,580,364	310,499,538	409,443,421	448,826,411	553,379,178	595,980,755	631,370,717	636,918,414	656,171,000

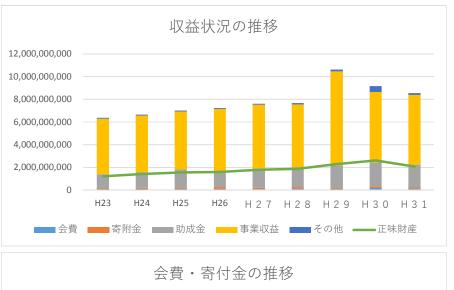


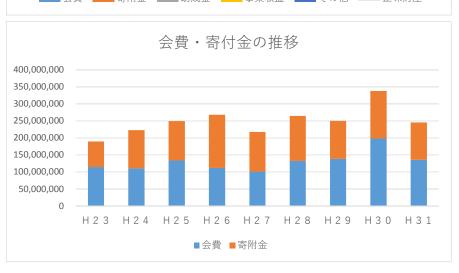


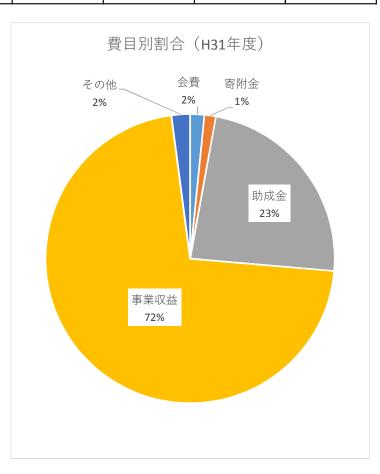


○認証法人合計

·										
	H23	H24	H25	H26	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	
会費	114,632,477	110,556,151	133,845,010	111,824,810	101,525,204	132,428,259	138,829,959	197,953,546	135,528,259	
寄附金	74,684,747	112,692,882	115,851,282	156,025,008	116,079,008	132,890,067	111,463,771	139,884,173	110,026,280	
助成金	1,224,488,722	1,358,180,126	1,579,465,846	1,468,706,062	1,709,553,212	1,763,392,088	1,941,344,951	2,104,197,488	2,010,937,247	
事業収益	4,867,669,421	4,997,992,836	5,108,116,946	5,418,179,086	5,595,022,983	5,517,193,597	8,267,189,337	6,206,287,633	6,125,754,642	
その他	98,840,264	69,027,588	81,611,493	73,208,932	92,758,067	132,386,993	157,088,591	516,699,959	177,369,790	
収益計	6,381,164,526	6,705,693,590	7,021,779,011	7,326,897,189	7,321,007,487	8,207,201,222	8,918,412,668	8,789,191,467	8,128,519,141	
正味財産	1,216,110,906	1,435,338,672	1,564,259,376	1,608,093,693	1,805,031,320	1,890,730,635	2,294,295,712	2,622,718,268	2,093,270,700	

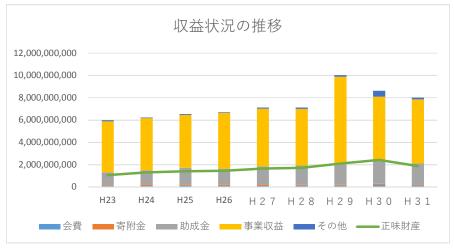


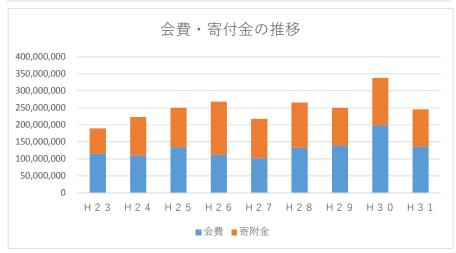


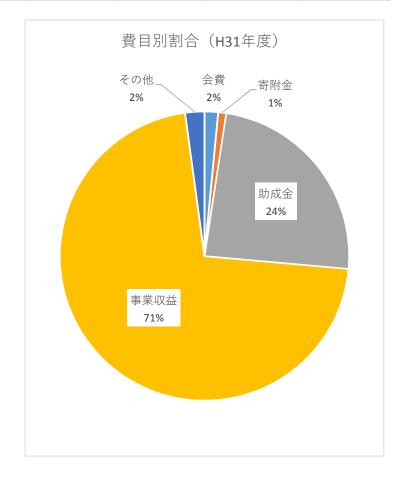


○川崎市内に事務所のある認定・指定法人を除いた認証法人合計

	H23	H24	H25	H26	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
会費	79,977,033	83,015,559	104,885,814	84,023,968	90,199,104	121,743,859	126,606,372	184,071,246	122,358,109
寄附金	60,394,159	101,590,616	87,647,271	133,197,730	83,038,447	93,917,643	74,589,870	101,564,165	71,174,442
助成金	1,193,352,255	1,327,331,818	1,535,321,877	1,424,259,917	1,669,509,502	1,705,431,114	1,857,622,862	2,025,164,378	1,925,854,911
事業収益	4,553,435,702	4,653,228,842	4,724,856,604	4,994,384,186	5,187,666,759	5,082,047,693	7,824,699,823	5,792,360,796	5,731,200,819
その他	97,794,272	65,220,301	79,439,746	71,600,172	88,646,111	126,502,353	150,258,751	511,600,461	171,865,106
収益計	5,985,802,316	6,287,631,143	6,535,039,746	6,806,419,264	6,831,992,229	7,658,552,880	8,336,270,737	8,238,823,590	7,591,356,310
正味財産	1,075,136,583	1,310,222,964	1,419,946,450	1,446,575,565	1,647,147,640	1,709,559,457	2,102,273,738	2,430,911,285	1,884,811,602







川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書の概要について

1 改訂検討委員会設置の背景と概要

- ●市民活動支援指針の策定(平成13年9月)から10年余りが経過
- ●川崎市内の市民活動が大きく成長し、行政がこれまで担っていた領域にも活動の場が拡大するなど活動の一層の広がり
- ●地域課題の解決に向けた活動は、ボランティア団体やNPO法人、町内会・自治会、企業、大学などの多様な主体がそれぞれに、あるいは連携して取組を行い、多様性も増している



現行の市民活動支援指針の検証・見直しを行い、より現状を踏まえたものへ改訂することを目的として検討委員会を設置

- ○**委員構成** 委員長:名和田是彦 法政大学教授、副委員長:徳田賢二 専修大学教授 このほか、市民活動団体、町内会・自治会、中間支援組織、金融機関等の団体推薦者 及び公募委員の合計 10 人で構成
- ○会議開催 平成26年1月に設置、9月まで合計9回(委員会7回、小委員会2回)開催

2 報告書の構成と各章の概要

第1章 市民活動をめぐる現状の確認

- ・地域における活動の多様化の現状、NPO 関連法制度の状況、本市の市民活動支援施策等について確認 ※特に CSR 活動やソーシャルビジネス等、活動主体や手法が多様化
- →地域における公共の担い手が、行政のほか NPO、町内会・自治会、企業市民、教育機関など、多様な主体が担う時代へと変化



第2章 市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議

- ・地域で課題解決に取り組む主体にとっての課題及び今後求められる施策の方向性について、 8つの論点に沿って意見交換
 - 【8つの論点】中間支援機能、活動の段階的支援、活動の場・資金、人材確保・マッチング、 市民間の連携の強化、行政の役割及び体制など

第3章 今後の川崎市の市民活動支援に関する方向性の提言

①今後の市民活動支援についての方向性、②新たな考え方の整理を踏まえ今後具体的に議論 すべき項目、の2点について提言をとりまとめ

3 提言内容

提言1 市民活動支援指針が果たしている役割と今後の市民活動支援の方向性について

- 策定後10年余りを経た現在も、「人材」、「資金」、「活動の場」、「情報」の4つの活動資源について中間支援組織を通じた支援を行う必要性を謳った現行の市民活動支援指針は有効
- ●社会環境の変化を踏まえ、今後の市民活動支援として、次の三つの方向性を踏まえた上で、一歩踏み込んだ整理が求められる。

【市民活動支援の3つの方向性】

- ①新たな支援手法や支援メニューの開発・活用
- ②支援施策の体系化等による効率的な支援体制の確立
- ③事業や支援をつなぐコーディネーターの育成

提言2 多様な主体による協働・連携に向けた新たな考え方の整理について

- ●行政と市民、そして市民同士がともに協力して豊かな地域を確立できるよう、多様な主体による協働・連携に向け、市の施策の方向性を整理することが求められる。
- ●今後の検討の際の視点及び検討項目等についての提案は以下のとおり。

【今後の検討へ向けた視点】

- ①多様な主体による公共の取組への認識
- ・・・実態を広く捉えた上で、関連する行政施策を検討することが必要
- ②協働に関する考え方の整理と市民間連携
- ・・・今後の協働の取組に活用できるよう、市民間連携などの実態も踏まえ、協働の考え方を整理し、 施策を体系化することが必要

これらを踏まえた上で検討すべき項目

【検討項目と方向性の提案】

- ①新たな手法を活用した市民社会のエンパワーメント
 - (例 ICT を活用した情報交流、市民ファンドの取組)
- ②市内の人材育成機関や中間支援組織、行政などが連携した人材育成に向けた仕組みづくり(例:人材マッチングの推進)
- ③中間支援機能のネットワーク化や総合的な中間支援
- ④参加と協働によるまちづくりを推進していくための行政の継続的・組織的な体制 (例:職員のコーディネーター的役割)

| 第1章 策定の背景と目的

1 策定の背景 (p1)

●多様な主体との協働・連携の重要性

今後、地域の課題がますます複雑化・多様化 していく状況において、限られた行政の資源 や地域で活動する団体単独の取組だけでは、 全ての課題に対応することは難しいことか ら、多様な主体との協働・連携の重要性が増 している。

●協働・連携の多様化への対応に関する指摘

協働の担い手を広く捉え、環境変化に対応 した新たな協働・連携の考え方の整理が求 められる、といった指摘があった。

- ○平成 25 年度包括外部監査による指摘
- 〇自治推進委員会(第4期)からの指摘
- ○市民活動支援指針改訂検討委員会の提言

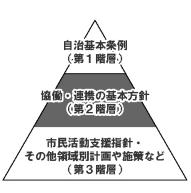
2 基本方針の目的・位置付け (p2)

● 目的

協働・連携の多様化に対応し、理念や意義といった協働・連携の 柱となるような基本的な考え方をまとめ、今後の協働・連携の取 組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにすること

● 位置付け

協働・連携のあり方に関する市としての基本的考え方や方向性を 示すものとして、自治基本条例とそれぞれの具体的施策や計画の 間に位置する第2階層として位置づけられるもの



第2章 協働・連携の現状確認と課題整理

1 これまでの協働に 関する考え方や取組 $(p3\sim)$

- 行政施策として、これま では主に市民活動団体な どを対象として、協働・ 連携を通じた地域課題解 決の取組が進められてき
- 〇市民活動支援指針
- 〇自治基本条例
- ○協働型事業のルール

これまでは 「市民活動団体」などを 中心とした協働・連携

2 協働・連携を取り巻く 環境変化と課題 $(p6\sim)$

①地域の課題や社会的課題の複雑化

- ・課題が複層的な要因を持つことから、-主体による取組だけでは解決が難しい
- ②協働・連携の担い手の多様化
- ・市民活動団体、町内会・自治会、ソーシ ャルビジネス事業者、企業、大学等

③市民意識の変化

- 近所づきあいや住民同士の交流の必要性
- ・ 地域活動や社会貢献への関心の高まり

④持続可能な地域づくりの必要性

- 担い手が高齢化、固定化
- ・ 超高齢社会や人口減少を見据えた協働・ 連携の必要性

多様な主体の特徴を活かした 柔軟な協働・連携の取組が必要

(協働・連携でなければ立ち行かない時代)

3 川崎市における 協働・連携の状況 $(p13\sim)$

- ・ 多様な主体(市民活動団 体、町内会・自治会、ソ ーシャルビジネス事業 者、企業、大学等)との 協働や連携
- ・市民同士の間における協 働・連携の取組
- 自治体間連携の推進
- ・ 地域包括ケアシステムを 中心とした職種間連携

既に行政と多様な主体 による協働・連携や 市民の間における 協働・連携が行われている

第3章 協働・連携の推進に向けた基本的考え方

1 協働・連携の意義(なぜ、今、協働・連携なのか)(p18~)

①多様性を活かした相乗効果

多様な主体が、異なる強みを活か すことにより、相乗効果が生ま れ、より迅速かつ柔軟で効果的な 課題の解決が実現される

②新たな価値の創出

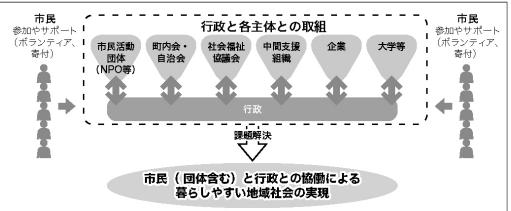
異なる主体が交わることによる新 たな「気づき」から、新たな価値 を創出し、社会変革(ソーシャル イノベーション) につなげる

③市民自治力の向上

それぞれの主体が、より主体的に 課題解決に向けた取組に関わりを 持つことで、地域全体の市民自治 力が一層高まる

2 協働・連携の基本理念(協働・連携により目指すべき社会)(p20~)

- 目指すべき社会の イメージ (これまで)
- これまでは行政が中心と なって、各主体との協働 の取組を推進

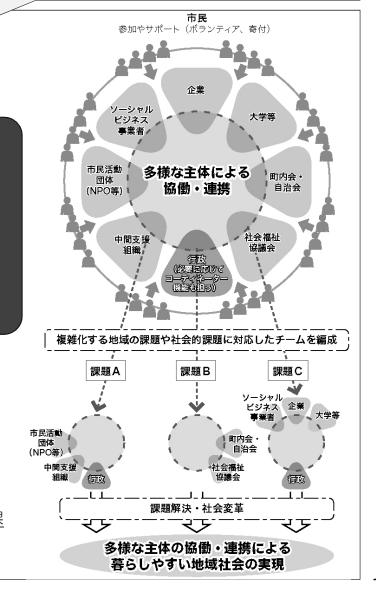


● 目指すべき社会の イメージ図(これから)

【協働・連携の基本理念】

市民活動団体、町内会・自治会、 ソーシャルビジネス事業者、 企業、大学、行政などの 多様な主体がその枠を超えて、 互いの強みを持ち寄り、 地域の課題解決や社会の変革に向けて、 主体的に取り組むことを通じ、 暮らしやすい地域社会の実現を図ること

- 携を推進するとともに、必要に応じてコーデ ィネーター機能も担う
- ・また、協働・連携の取組に、より主体的に市 民が参加や関わることができる環境を整備
- ・成果志向で、課題に応じてチームを編成し、課 題解決に取り組む



【これからの目指すべき社会のイメージ】

- 行政が多様な主体の一員になり共に協働・連

3 協働・連携の推進に向けた3つの視点 (p22~)

視点1 成果志向による、多様性を活かした効果的な課題解決

- ・協働・連携の取組の手段の一つに過ぎず、目的を達成するための<u>成果志向型の取組として</u> 効果的な課題解決を図る。
- そのためには、多様性を活かした相乗効果を発揮し、異なる主体の相互理解を図る。

成果志向とより良い成果を 生み出すための 課題・目的の共有

- ・課題の解決にどれだけ役に立ったかという視点により、成果志向型の取組を進める。
- そのために、<u>当事者同士が課</u> 題や目的の共有を図る。

多様性の発揮による 相乗効果

・ <u>お互いの特長や強みを活かす</u> ことで取組の相乗効果の発揮 <u>され</u>、これまで一つの主体が 提供していたサービスの質や 量の向上を図る。

相互理解の促進

・各主体が掲げるミッションの ほか、意思決定プロセスや文 化、行動規範、手続きなどの 違いについて、<u>相互理解を深</u> める。

視点2 協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの促進

・異なる特徴を持つ主体同士が協働・連携を進める過程で、<u>これまでになかった発想や新し</u> い価値を創出する。

協働・連携の活性化による ソーシャルイノベーションの 水平展開

・<u>優良な協働・連携の取組を</u>、 他の地域などに<u>広く水平展開することで、協働・連携の活</u>性化を図る。

市民の間における 協働・連携を促進する コーディネート

協働・連携を促進するために、行政や中間支援組織などによるコーディネートを進める。

協働・連携の活性化に 向けた基盤強化

・人材の育成・発掘、資金調達 手法に対する支援など、<u>協</u> 働・連携を支える担い手の基 盤強化を図る。

視点3 持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進

・今後、超高齢社会や人口減少社会に対応するため、<u>協働・連携による持続可能な地域づく</u> りを進める。

持続可能な地域づくりに向けた 協働・連携を生み出すための仕組みづくり

・地域の担い手が、高齢化・固定化する中において、持続可能な地域づくりを進めるために、協働・連携を生み出すためのしくみづくりを図る。

地域における協働・連携を生み出す場づくり

・地域課題の解決にきめ細かく対応するために、 特に区レベルの協働・連携を推進する場や、市 民が気軽に訪れ、交流し、<u>身近な参加のきっか</u> けとなる場を創出する。

第4章 今後の協働・連携の施策推進に向けた方向性

1 今後の取組の4つの方向性 (p26~)

①多様な主体をつなぐコーディネート

- ・川崎市は、多様な主体の一つに位置付けられる一方で、<u>地域の多様な主体や資源をつな</u>ぎ、新しい取組をコーディネートする役割を果たす。
- ・こうしたコーディネートは、行政だけでなく中間支援組織などの果たす役割も大きいので、それぞれの特長を活かしつつ、<u>民間だけでは解決の難しい課題などについて、行政は</u>より先導的な役割を果たす。

②協働・連携の担い手の基盤強化及び活動の支援

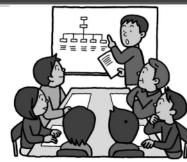
- ・協働・連携の担い手の中でも、公益的・社会的な活動を行う団体は、継続的な活動が難しい状況もあることから、こうした活動を継続するための基盤強化と支援の充実が必要。
- ・また、<u>そうした支援の拡充や新たな支援メニューの開発等は、行政だけでなく民間の中間</u> 支援組織等との協働・連携により取組を進めていく。

③新しい取組・チャレンジを生み出すための柔軟な対応

・これまでにない協働・連携の取組を推進するにあたり、既存の制度や枠組みが支障とならないように、環境変化に柔軟に対応することで、新たな価値の創出やソーシャルイノベーションを促進する。

④協働・連携の取組を活性化するための参加機会の拡充

- ・協働・連携の取組を活性化するために、<u>活動に対する市民一人</u> ひとりの共感を得ることが必要。
- ・そのための<u>効果的な情報発信や参加のきっかけづくり</u>の取組などにより、協働・連携を担い支える人材の発掘・育成を図る。



2 協働・連携施策全般の計画的・戦略的な推進に向けて (p28)

- ・全庁的・横断的に協働・連携を進めるための推進体制の構築
- ・基本方針等に基づく協働・連携の取組の成果検証や事業管理、モニタリングの実施

・多様な協働・連携の取組についての<u>情報共有を強化</u>するとともに、それぞれの施策領域ご との取組事例について、協働・連携の視点から横串を刺し、協働・連携の成果を高める

・職員の協働・連携に関する意識改革



川崎市全体の協働・連携力を一層高めるための取組を推進

これからのコミュニティ施策の基本的考え方 概要版(1/4)

第1章「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定の目的と背景

1「考え方」の目的・目標年次・位置づけ

(1)目的

暮らしを取り巻く環境の変化がもたらす様々な将来リスクを回避し、基本理念を踏まえて将来像を描いた「希望のシナリオ」の実現に向け、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する施策の方向性を示すことを目的とする。

市民創発とは・・・

様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、 これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること。

(2)目標年次

「希望のシナリオ」である基本理念の実現に向け、目標年次を概ね10年後の平成40(2028)年とする。

(3) 位置づけ

この「考え方」は、自治基本条例第9条に基づき、コミュニティに関わる施策を推進する上での羅針盤となる基本的な考え方として、地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組をコミュニティ施策の視点から支え、相互補完的に充実させる位置づけとなる。なお、下図は計画間の上下関係を示すものではない。

川崎市自治基本条例

川崎市総合計画

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

関連する個別計画等

【防災】川崎市地域防災計画

【市民自治】川崎市市民活動支援指針、区役所改革の基本方針、協働・連携の基本方針

【多文化・人権】川崎市多文化共生社会推進指針、かわさきパラムーブメント推進ビジョン

【スポーツ】川崎市スポーツ推進計画 【農業】川崎市農業振興計画

【地域福祉】川崎市地域福祉計画、かわさきいきいき長寿プラン、かわさきノーマライゼーションプラン

【こども】川崎市子ども・若者の未来応援プラン

【都市計画・まちづくり】川崎市住宅基本計画、川崎市都市計画マスタープラン

【公園緑地・河川】川崎市緑の基本計画、川崎市多摩川プラン 【教育】かわさき教育プラン など

これからのコミュニティ施策の基本的考え方

2 策定の背景

(1)暮らしを取り巻く環境の変化

①超高齢化と人口減少 社会の到来	平成42(2030)年に人口のピークを迎え、その後、減少に転じる。超高齢化への対応、地域の担い手不足など、ソフト面での課題に加え、空き家(都市のスポンジ化)や従来型のまちづくり手法など、ハード面にも課題
②地域コミュニティの 希薄化	地域の課題として、住民同士の関係の希薄化や地域力の低下が顕在化。社会的 分断が進行し、多様なつながりの確保、社会的包摂が課題
③新たな公共サービス の模索	市民二一ズが多様化する中、形式的な平等性を重視するあまりに画一的・硬直 的な行政サービスの限界性が顕在化する一方、多様な担い手による社会的活動 の展開が進む中、新たな公共サービスのあり方が問われている
④新しい「豊かさ」	物の豊かさとともに心の豊かさを重視する傾向が拡大。成長と拡大を基調としてきた社会のしくみや制度の再構築が求められる中、暮らしの質をも含めた、 地域での循環が生まれる新しい経済のあり方が課題となっている
⑤持続可能性への挑戦	限りある資源の中、破綻を回避し、持続可能な都市を実現するには、都市の自 立性と防災力の向上に加え、環境・経済・社会のバランスのとれた総合的な視 点による施策推進、政策統合等が必要

(2)回避すべきシナリオから「希望のシナリオ」へ

社会的な孤立等による孤独死の発生や、地域での自治力の低下が招く災害時の対応面での課題や、人口減少がもたらす空き家の増加による都市のスポンジ化など、環境変化から予想される負のシナリオを回避し、バックキャスティングを通じて、「希望のシナリオ」として基本理念の実現に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められている。

第2章 川崎市におけるコミュニティの現状と課題

1 データ等から見るコミュニティの現状と課題

(1)身近な交流や活動の場の不足

- ・地域の課題として、住民同士の関係の希薄化がトップ(平成29(2017)年度市民アンケート)
- ・社会活動・地域活動に「関心がある」は29%(4年前比9%減)。社会活動・地域活動に「参加している」15%(4年前比7%減)(同上)
- ・社会活動・地域活動に参加しない理由として、「きっかけがないから」と約5割が回答(平成25 (2013)年度市民自治の実態等に関する調査)
- ・市民活動・地域活動に対して行政が支援すべきだと思う項目は「活動場所の提供」がトップ (平成 29(2017)年度市民アンケート)
- ・地域の範囲として小学校の校区より狭い範囲と約8割が回答(同上)

(2) 互助の必要性の高まり

- ・平成52(2040)年の高齢化率29%(平成29(2017)年川崎市将来人口推計)
- ・高齢者の5人に1人がひとり暮らし 57,959人(5年前比23%増)(平成27(2015)年川崎市国勢調査)
- ・高齢者の約7人に1人が認知症(平成30(2018)年かわさきいきいき長寿プラン)
- ・地域における人と人の多様なつながりの機会の不足(市民検討会議ワークショップ)

(3) 町内会・自治会等の住民自治組織を取り巻く環境変化

- ・町内会・自治会加入率は61.1%で、微減傾向にある(平成30(2018)年度市民文化局調べ)
- ・町内会・自治会の活動に「よく参加している」3%、「たまに参加している」14%(平成28(2016) 年度市民アンケート)で、参加者は減少傾向にある
- ・行政の町内会・自治会への依存度について「頼りすぎ」12%、「やや頼りすぎ」50%(平成29 (2017)年度町内会・自治会アンケート)
- ・町内会・自治会運営での問題は「役員の高齢化」がトップで70%(同上)
- ・市内持家住宅のうち集合住宅(52%)が戸建(48%)を上回る。借家を含めると約7割が集合住宅(平成25(2013)年住宅・土地統計調査)、市営住宅やタワー型マンションにおける課題も顕在化

(4) 進化、多様化するまちづくり活動

- ・SNSを活用した交流のきっかけ、コミュニティカフェ、ソーシャルビジネス等の新しい形態の社会 的活動の活性化
- ・多様な主体が連携した、ダイナミックな新しい地域活動の展開
- ・プロボノ、パラレルキャリアなど、本業とは別に行う地域貢献活動の広がり

2 コミュニティ施策の現状と課題

(1) コミュニティ施策のこれまでの主な経過

区民懇話会(昭和53(1978)年)、区政推進会議(平成2(1990)年)、区づくり白書(平成5(1993)年~)、まちづくり推進組織(平成12(2000)年~)、市民活動支援指針(平成13(2001)年)、

自治基本条例(平成17(2005)年)、

区民会議(平成18(2006)年~) など

⇒それぞれの時代状況に応じた施策を展開

(2) コミュニティ施策の主な課題

- ①施策の体系化と施策間連携の不足
- ②脆弱な(狭義の)中間支援機能
- ③多様な住民自治機能への対応

(3)区における主な既存のコミュニティ施策の振り返り



区民会議の様子

区民会議	成果…地域課題の抽出、団体や個人とのつながり・交流 など 課題…他の会議との重複感、負担感、課題解決に向けた実践のしくみ など
まちづくり 推進組織	成果…課題解決の実践活動を展開、市民活動団体の交流促進 など 課題…担い手の高齢化、新たなメンバーの参加が少ない など
区民活動支援コーナー等及び市民提 案型事業等	成果…区の活動拠点として一定程度機能、行政の発想にない先駆的な課題へ の取組 など 課題…運営団体の高齢化、助成金との役割分担、支援機能の不足 など

これからのコミュニティ施策の基本的考え方 概要版(2/4)

第3章 基本理念と今後の方向性

1 基本理念: 「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型 コミュニティの形成

本市は、再開発などによる急激な人口増加地域を抱える一方で、高度経済成長期に形成された地域が成 熟化するなど、地域により様々な状況にある。加えて、昔から地域の中で育まれてきた多様性を基底とし た多文化共生の土壌が根付いている。さらに、環境、福祉、まちづくりなど、様々なフィールドで市民に よる先駆的な取組が活発に展開されてきたという自治の記憶がある。

また、「寛容」という考えは、一人ひとりが、あるがままの自分で社会に受け入れられているという安 心感を市民にもたらすだけでなく、お互いの違いを個性と捉える土壌となり、多様な参加を促し、各々の 個性が有機的につながることで、まちの多様性を可能性として生かしていく。超高齢社会を迎えるに当た り、ケアを必要とする人が確実に増えていく中、改めて地域で助け合い支え合う「互助」や、災害時にお ける「共助」の必要性が高まっている。

こうした本市の特長等を生かして、市民自治と多様な価値観を前提とし、様々な主体の出会いとその相 互作用によって、新たな価値を生み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗り越え、その具体 的な解決を導く「市民創発」へのパラダイムシフトにより、多様なつながり(ソーシャルキャピタル)や 居場所を創出しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニ ティを目指すという将来像を「希望のシナリオ」として掲げ、その実現に向け、総合的に施策を展開して いく。

2 今後の方向性

(1) 多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成や豊かな市民社会に向けた環境づくり

地域それぞれが、地域の資源や特性を生かし、多様な市民や組織の連携によってコミュニティを形成し、 社会的包摂の進んだ、市民創発型の市民社会に向けた環境づくりを進める。

【こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿:市民検討会議ワークショップでの意見】

- ・地域の人が参加しやすいコミュニティ、情報発信する場、多様な人が住みやすいまちに
- ・行政に頼るだけでは未来は切り拓けない。自分たちで動くことも大切
- ・そこに関わる人の思いや考えを生かした場づくり、目標をつくってからの場づくりを行うことが重要 など

(2) 超高齢社会に対応する地域コミュニティとその後を見据えた取組の展開

日常生活を不便なく営み、孤独にならないよう趣味やボランティア活動等の社会的居場所があり、健康 的に歩いて暮らせ、また、介護が必要になっても住み続けられることに加え、ケアに携わる側から見た課 題に対応できるコミュニティづくりを地域包括ケアシステム構築に向けた取組と一体的に推進する。

【こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿:市民検討会議ワークショップでの意見】

- ・人生100年時代、地域ぐるみで見守りを。子育て層も老後も安心して暮らせるまちを目指す
- ・高齢者を「光齢者」と捉え、学校や子育て世代の手助けになるしくみができること
- ・60歳以上の活躍、地域での新しい働き方

など

(3)川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の推進

市内にある人的資源や地域資源、自然環境など、様々な地域固有の資源を発掘し、その再評価と地域診 断の作業を進めるとともに、公共施設などに関する考え方の再整理も行いつつ、地区カルテとしての整理、 情報共有を進める。さらには、資源の社会的関係を捉え、より戦略的・効果的な活用を進める。

市域(全市)レベル

区域(行政区)レベル

地域(小学校区など)レベル

【こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿:市民検討会議ワークショップでの意見】

- ・区内にある既存の地域資源について、一層の魅力アップ
- ・町会会館、マンションの交流室、企業の空きスペースを交流の場として開放
- ・公共施設開放のしくみを簡単に
- ・空き家のシェアリングやコンビニを地域の場として活用

など

第4章 「新たなしくみ」の構築に向けた今後の取組

1 三層制による取組の推進

今後の取組は、「地域レベル」「区域レベル」「市域レベル」で きめ細かく推進。

●地域レベル

身近な地域の中で新たな居場所や多様なつながりを創出。

●区域レベル

地域レベルの活動等を下支えや補完しながら、各区の特性に応じ た支援策を実施。

●市域レベル

市内中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築。

2 地域レベルの新たなしくみ

(1)地域の居場所「まちのひろば」の創出

誰もが気軽に集える出会いの場として、官民問わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を 創出し、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組み、ひいては市民の つながりの向上を図る。

【こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿:市民検討会議ワークショップでの意見】

- ・若い世代が戻ってきたいまち(好きなことがやれる場があること、小さな単位の居場所)
- ・小さなエリアに多様なスペースが欲しい、こども文化センターなどの既存公共施設、道路や公園の活用
- ・コワーキングスペースや空き家を活用した街かどカフェの整備、気軽に参加できる円卓会議(ラウンド テーブル)が必要 など

(2) 「まちのひろば」の機能

【「まちのひろば」の機能(イメージ)】

- ・参加のきっかけとなる地域の居場所
- ・家庭、学校・職場以外の地域の居場所(サードプレイス)
- ・楽しい・関わりたいと人を惹きつけるコミュニティの入口
- ・誰もが気軽に集える出会いの場
- ・地域の課題解決の場 ・地域の支え合い活動の場
- ・生きがいづくり、健康づくりに資する場
- 事業者の社会貢献活動(CSRやCSV)との連携の場
- ・文化芸術活動などを通じた交流の場
- ※場所がある方が望ましいが、必ずしも空間としての固定的かつ専有的な場所の確保を必要な条件とせ ず、その機能や課題解決につながる活動自体を重視

(3) 「まちのひろば」の多様な形態

・既存公共施設の地域化、民間の地域資源やオープンスペースの活用、SNS上など、様々な形態が考えられる

公共施設

- 〇庁舎、市民館、図書館 〇学校 〇保育所
- 〇こども文化センター 〇老人福祉センター
- 〇いこいの家 〇地域子育て支援センター 〇公園 都市林 緑道 都市緑地

○道路・橋梁 ○河川 など

公共施設の地域化

民間地域資源

興味のある地域活動の場

交流·活動重視型

〇町内会館 〇空き家・空き部屋 〇空き店舗 〇イベントスペース 〇カフェなどの飲食店 ○企業 ○公開空地 ○神社仏閣・鎮守の森 〇空き地 〇路地 〇農地 〇屋敷林 〇緑地 などのコモンズ等

交響•交感型

緩やかにつながる機能・場

コモンズ

空間重視型

地域資源の洗い出しと活用

(4) 「まちのひろば」への行政の関わり方

- ・庁舎、学校、こども文化センター、いこいの家など、公共施設の地域化
- ・カフェなどの飲食店、公開空地、空き家・空き部屋等の民間地域資源について、その活用を検討
- ・「まちのひろば」の自主性や自律性を尊重した支援(例:立ち上げ支援や広報支援、ネットワーク構築等)
- ・地区カルテを活用した住民の主体的な活動の創出に向けた取組など、地域包括ケアシステムの構築に向け た取組と連携して推進するとともに、地域の多様な課題の解決に向けた取組を推進

3 区域レベルの新たなしくみ

(1)区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出

地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革(ソーシャルイノベーション)を促す基盤 (プラットフォーム)を創出する。

【こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿:市民検討会議ワークショップでの意見】

- ・7区ごとに活動の拠点があり、つなぎ役のコーディネーター(有償)が必要では
- ・多世代が集まる場としてコミュニケーションのプラットフォーム、ソフト面のしくみが重要
- ・企業と市民活動団体のマッチング、それらをつなぐコーディネーター機能が重要

など

(2) 「ソーシャルデザインセンター」の機能

- ・人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能
- ・支援のニーズ(活動支援、資金助成、相談、情報収集)とメニューの効果的なマッチング
- ・地域課題の解決を目指した社会実験の展開
- ・地域からの視点や市民の立場に立って、助言や専門的知識を活かした技術的支援、課題提起等を行う機能
- ・人材育成(地域の担い手や社会的起業家など)
- 「まちのひろば」への支援
- ・地域メディアやソーシャルメディアを活用した情報の受発信
- ・新たな参加、交流のきっかけづくり
- ・各区の特性に応じて必要とされる機能

など

これからのコミュニティ施策の基本的考え方 概要版(3/4)

(3) 「ソーシャルデザインセンター」の形態

- ・7区横並びに同じものを設けるのではなく、区の独自性を踏まえて検討していく
- ・試行的にモデルをつくって経験知を共有し、検証しながら徐々に高次機能を付加していく

(4) 「ソーシャルデザインセンター」への行政の関わり方~モデル創出へ~

・市民主体の運営を理想としつつも、必要な支援について既存事業の整理と合わせて進める

(5)区における行政への参加のあり方検討

- ・「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、「区における行政への参加」のしくみを確保する 観点から、区民の多様な意見を反映する制度のあり方等について検討
- ・「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性について検討

4 地域レベルと区域レベルにおける「新たなしくみ」とその関係性について

身近な地域の中で様々な活動やつながりづくりを進める地域レベルの「まちのひろば」に対して、区域レベルの「ソーシャルデザインセンター」は、市民創発型の多様な主体の連携により、区域全体をカバーするテーマ包括的なプラットフォームとして、「まちのひろば」に加えて、テーマや地域別に展開する多様なネットワーク(サブプラットフォーム)など、区域における様々な活動に対して、コーディネートや求められる支援を行い、全体の底上げを図る。



地 域

エリア

など

区 域 行政区 エリア



・まちの図書館 ・読書会 ・男の料理教室 ・空き家、空き部屋、空き店舗、空き地 ・公園 ・道路、河川

相談 ・コーディネート ・マッチング・人材育成支援 ・資金調達支援

-場づくリ支援 -助言

-課題解決支援 -広報支援 など



5 既存施策の方向性

「新たなしくみ」の構築に向け、既存施策の方向性について次のとおり整理する。

(1)区民会議について

- ・区民会議の設置目的である「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしく み」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、一層充実される ⇒ 現行の区民会議制度は廃止し、「新たなしくみ」の構築を進めていく
- ・「区における行政への参加」の機能については、その制度のあり方について検討する

(2) まちづくり推進組織について

・まちづくり推進組織が果たしてきたこれまでの役割やその成果、そして抱える課題等を踏まえ、区ごとの 状況に応じて、活動休止や廃止も視野に入れ、将来的なあり方について、関係者との丁寧な対話等を通じ た整理・検討を行い、遅くとも「ソーシャルデザインセンター」立ち上げまでには、結論を出し ていく

(3)区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等について

・「ソーシャルデザインセンター」との機能分担、又は一部機能としての再構築を検討する

6 町内会・自治会等、住民自治組織に関する新たな取組の方向性

(1) 町内会・自治会に関する新たな取組

①町内会・自治会の基本的な属性

- ・地縁による結びつきに由来する「住民自治組織」である
- ・住民相互の親睦を深め、信頼関係を構築し、地域の課題を解決する重要な主体の一つ

②町内会・自治会の特徴

- ・一定の地域を単位としたまとまりである
- ・加入単位が原則として「世帯」であり、対象の地域に居住する世帯が自由に加入できる
- ・地域の活動に加えて、歴史的な経緯により、様々な行政からの依頼事務を担うとともに、地域と行政 をつなぐ等の重要な役割を担ってきた

③町内会・自治会の機能と現状

- ・本来有する機能は住民自治組織としての機能であるが、歴史的な経緯により、行政からの依頼事務の 担い手としての機能も担ってきた
- ・行政からの多くの依頼事務を担ってきたことが、本来の住民自治活動を阻害する要因の一つとなって いる

	互助・共助につながる地域づくりの機能		/ 本来有する機能	
住民自治組織とし ての機能	個人では解決困難な課題に地域で向き合い取り組む機能		を果たすための	
	住み良い地域をつくるため地域を適正に管理する機能		支援強化	
	地域と行政をつなぐ機能	' '		
/== <u>+</u> 1, > = 4++==	活動を広め強化する機能			
行政からの依頼事 務の担い手として	情報を地域に広げる機能		受任機能の再考	
の機能	地域代表としての機能	H/I	負担軽減	
- January 1	担い手等を集める機能	'		

④町内会・自治会に関する取組の基本的な考え方

今後見込まれる更なる社会経済環境の変化に対応する中で、これまである面では行政都合であった関係性を見直し、住民自治組織としての町内会・自治会と行政との真のパートナーシップを築き、多様な主体との連携を進め、10年後も住民自治活動に自立的かつ活発に取り組んでいることを目指し、そのために必要な取組について、川崎市全町内会連合会等、町内会・自治会の意見や「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」等を踏まえて検討する。

⑤取組の方向性

取組の方向性 1	町内会・自治会が自主的に、地域の課題等を共有し、解決に結びつける取組への適 切な支援の実施
取組の方向性 2	個々の町内会・自治会の意思が尊重される手法等、柔軟かつ適切な取組を推進
取組の方向性3	町内会・自治会同士や様々な主体が連携し、役割や負担を分担して取り組む課題等、 様々な手法により課題解決に取り組むための適切な支援のあり方等について検討

⑥町内会・自治会への具体的な支援の考え方

の副以至・日泊五八	の具体的な文法の考え力
町内会・自治会へ の理解の促進	・川崎市市民自治財団や川崎市全町内会連合会等と連携し、効果的な手法を検討 ・町内会・自治会未加入者への周知について、様々な主体と連携した取組を推進
個別支援の強化	・町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、個々に必要とする支援のあり方について検討・個々の町内会・自治会だけでは課題の解決が困難な場合は、近隣の町内会・自治会同士の連携や、市民活動団体や企業等と結びつけることで、活動を支援するしくみを検討
負担軽減	・各所属が主体的に負担軽減に取り組むことができるように、依頼を行う場合の判断基準等を明確化・さらに負担軽減を進めていくためには、その有効性や必要性を含めた個々の行政からの依頼事務における性質や体制等の分析、検証を行った上で、取組手法等について検討
市民創発に向けた取組の推進	 ・町内会・自治会の主体性を尊重し、それぞれの実情や意向を踏まえ、様々な主体との相互理解のもと、互いに尊重し合う関係の構築を促進 ・さらに、様々な主体が連携した取組を促進するためには、区における「ソーシャルデザインセンター」等と連携して、各主体のニーズを把握し、適切にマッチングすることが必要であり、これをきっかけとした幅広い関係を構築していくことで、市民創発につながる取組を支援

これからのコミュニティ施策の基本的考え方 概要版(4/4)

(2) マンションコミュニティ等の住民自治組織に関する新たな取組

マンションには、小規模マンションから1,000戸を超える大型マンションや、団地型やタワー型マンションに加え、ワンルームマンション等、様々な形態がある。さらに、居住形態には、分譲と賃貸といった違いだけでなく、シェアハウス等の形態が広がっている。加えて、市内には市営住宅等の公営住宅もあり、個々の集合住宅の状況は千差万別となっていることから、それぞれの状況を踏まえた対応が求められている。

①マンション等に関する連携強化に向けた取組

- ・マンションにおける所有者自治が適切に機能し、マンション住民の主体的な参画により適切な意思決定がなされる体制が、円滑に機能することが求められることから、コミュニティ施策に留まらない施策間の連携の強化を図るとともに、合わせて行政内部における推進体制の構築を進める
- ・マンション間において課題等を共有することで、個別のマンションの課題ではなく、共通課題として 一般化し、マンション住民が主体となった取組を促進するため、マンション間における様々な情報を 共有することのできるネットワークを構築する等の支援に取り組む

②マンション等におけるコミュニティ活動の促進に向けた取組

- ・個々のマンションの状況等を把握するとともに、管理組合が行うコミュニティ活動と行政の関係性を 改めて整理し、適切な支援手法等について検討
- ・所有者自治だけではなく、居住者自治を確保し、同じ地域で生活する戸建住宅とマンション相互の強 みを生かし、弱みを補完し合えるような良好な関係性を築くための手法について検討

7 市域レベルの「新たなしくみ」の今後の方向性

(1) 中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築

・全市的な中間支援機能を担う各出資法人等が持つ情報や支援メニュー等の共有を図り、連携を強化することで、より効率的・効果的な支援に取り組む

(2) 多様な主体による地域コミュニティ形成の支援のための機能等の見直し

- ・コミュニティ関連の団体(川崎市市民自治財団など)においては、多様な主体の連携による地域コミュニティの形成を支援することを目指すとともに、将来的なあり方を検討
- ・今後の市民自治活動を支援するために、相談機能やプロデュース機能等必要とされる支援体制を検討
- ・行政との役割分担を含め、専門的な人材の確保等の検討
- ・かわさき市民活動センターが、地域拠点としてのこども文化センターを運営してきたことから、施設 の地域化や事業のあり方など、地域コミュニティ形成への関わり方を検討
- ・「かわさき市民公益活動助成金」については、各区における市民提案型事業や補助金、公益財団法人かわさき市民しきん等のコミュニティファンドなどとの連携や役割分担のあり方について検討

(3) 「ソーシャルデザインセンター」との有機的連携、新たな役割の創出

・全市的な中間支援機能を担う各出資法人等においては、かわさき市民活動センターが中核となって、 区域レベルの「ソーシャルデザインセンター」との連携を進め、テーマに応じて柔軟に役割を果たし 合えるような関係性を作り出し、これまでの蓄積を生かしつつ、ダイナミックに展開される市民活動 に対応した機能・体制を構築する

第5章 市民創発に呼応する行政のあり方

1 行政スタイルや組織のあり方

(1) 既存の分野別計画等の整理・検討と政策統合への模索

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンをはじめとして、事務事業間の連携強化と地域における総合化、そして政策統合に向けた可能性を探る。

⇒コミュニティ施策の観点から、より良い地域づくりに向けた縦割り行政の解消へ

(2)「質的改革」と新たな行政スタイルの構築に向けて

「市民創発」と「市民自治」をより推進するために、複雑化する課題に対して、公費を直接投入し、その解決を図る従来型のサービス提供手法や行政主導の協働スタイルを見直し、地域の自治の力を育むことにより、多様な主体による市民創発型の課題解決ができるような業務の進め方や予算のあり方等を検討する。施策評価に当たってはコミュニティ形成に貢献したかなどの要素も踏まえるとともに、ICT等の更なる活用の推進を図り、組織の最適化についても合わせて検討する。

⇒行政が担うべきこれからの役割に相応しい新たな自治体像の構築へ

(3) 徹底したプロセス重視と新たな参加手法の導入

これまで以上にプロセスを重視し、引き続き、市民の参加と熟議を可能とするプロセスの導入を試みる。 ⇒地区カルテの協働作成や各種参加手法の導入へ

2 職員の意識改革や人材育成

(1)職員参加と意識改革の推進

【職員参加】

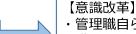
- ・コミュニティ施策に関する職員アン ケートの実施
- ・各種ワーキンググループによる作業
- ・ワークショップの実施
- ・市民との協働の実践
- ・プロジェクトチームの設置 ⇒特に若手職員の参加が求められる



係長・職員級によるグループワーク (コミュニティ施策担当者ワークショップ)

【人材育成】

- ・市民志向の更なる向上
- ・現場主義による課題設定 能力の向上
- ・市民との対話能力の向上
- ・コーディネートスキルを 有しチャレンジする人材 の育成



・管理職自らが率先し、 職員一人ひとりの意 識改革を推進



現場の課題を把握するためのまちあるき (地域コミュニティ・コーディネーター研

(2)政策形成能力と実行力の向上

- ・行政だけでなく民間のデータ等やICTによりデータを蓄積し、それらを活用した政策形成能力を高める
- ・地域の様々な現場における、市民の何気ないつぶやきの中からデータには現れにくい政策課題を見出す 感性や姿勢を磨く。同時に組織として職員の問題意識を受け止め、新たな政策開発や具体的な課題解決 につないでいく
- ・色々な部局の職員や区役所の職員等が横断的にチームをつくり、多様で豊富な情報を基にした政策デザインができるような体制を整えるとともに、その具現化に向けて実行力を高める

第6章 これからの検討課題と今後の進め方

1 これからの検討課題等

市民検討会議ワークショップや各種ワークショップ、そして有識者会議など、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に向けた検討段階では、基本的考え方の枠組みの中だけでは捉えきれない多岐にわたる論点が出された。そうした中から、これからも引き続き検討すべきと考える重要な論点について、「これからの検討課題等」として整理し、問題提起とする。

- (1) 「政策統合」の更なる推進
- (2) コミュニティ施策の推進と区としての総合行政の展開
- (3) 区における多様な参加と様々な利害関係者(マルチステークホルダー)による熟議プロセスの確保
- (4)地域における多様な社会問題も踏まえたライフステージに応じた専門家のネットワーク型支援
- (5) 小さな単位での地域データの把握と活用
- (6) エリアマネジメントによる戦略的まちづくりや持続可能なコミュニティ形成
- (7)地域に対する愛着の醸成~まちを好きな人が多いと、まちは良くなる!~

2 今後の進め方

次の5つの視点をもとに、その具体的展開を図る。

- (1)参加と現場主義に基づく検討と協働による施策推進
- (2) 横断的な庁内推進体制の整備と効果的な事業展開
- (3)スピード感を重視した展開
- (4) モデル・プロジェクトによる効果的な事業推進
- (5) スモールスタートによる事業の実体化と見直し時期の設定









直接目標

● 多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合	19.8 %	15.3 %	21 %以上	23 %以上	25 %以上
(市民アンケート)	(平成27 (2015) 年度)	(平成28 (2016) 年度)	(平成29(2017)年度)	(平成33 (2021) 年度)	(平成37 (2025) 年度)
町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	63.8 % (巫成27 (2015) 任度)	63.2 %	64 %以上	64 %以上	64 %以上
市内認定·条例指定 N P O法人数	8 団体	9 団体	14 団体以上	22 団体以上	30 団体以上
(市民文化局調べ)	(平成26(2014)年度)	(平成28(2016)年度)	(平成29(2017)年度)	(平成33(2021)年度)	(平成37(2025)年度)

計画期間の主な取組

				事業内容·目標				
	現状							
事務事業名	平成28~29	平成30(2018)	平成31(2019)	平成32(2020)	平成33(2021)	平成34(2022)		
	(2016~17)年度	年度	年度	年度	年度	年度以降		
多様な主体による協働・	●コミュニティ施策の再	構築に向けた取組の推進	<u> </u>					
- 10.0 - 11.1-0.0	·検討方針策定	・「 (仮称) 今後のコ	・「参加と協働による地			事業推進		
連携推進事業	(H29)	ミュニティ施策の基本的	域課題の解決の新たな					
多様な主体が地域課題解決	・これまでの取組の検証	考え方」の策定	しくみ」の取組の推進					
に向けて取り組めるよう必要	(H29)	・附属機関の設置						
な環境を整備するとともに、		・市民参加手法による						
多様な主体との協働・連携の		地域課題の解決に向						
取組を推進します。		けた新たなしくみの検討						
	●地域人材の担い手拡							
	。プロボノワーカー(仕事							
	・モデル事業の実施	・マッチング事業の実施				\rightarrow		
	●協働・連携ポータル±	ナイト「つなぐっどKAWA:						
		5動やボランティア活動への	-					
	・サイトの構築(H28)	・サイトを活用した支援				\rightarrow		
	·運用開始(H29)	·運用状況、検討結果				\rightarrow		
		に応じた機能拡充						
	●企業、大学、他自治体など多様な主体との協働・連携の取組							
		地域特性を活かした協作						
	協定締結数:	継続実施 ―	W XED3*74X11			\rightarrow		
	企業: 269件	120000						
	大学:65件							
	※H29.8現在							



協働・連携ポータルサイト「つなぐっど KAWASAKI」



町内会関係者による子どもの見守り活動

答申に対する取組状況

		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2			
(1)	制度の使いやすさの向上								
	条例・規則改正	●手続きの簡略化							
	認定・条例指定制度説明会				•	•			
	川崎市条例指定制度の手引き					●取得後編の作成			
(2)	別指定NPO法人等への寄附促進								
	地域・社会貢献フォーラム	●企業×NPO→ 地域アクション	●出会う→つながる→社会を変える	●出会う→つながる→社会を変える	●あなたの物語が 社会を変える!	●ミライのために イマできること			
	寄付月間におけるNPO応援啓発キャンペーン (展示、応援動画放映など)	•	•	•	•	•			
(3)	法人の運営基盤の整備・強化のサポート								
	NPO法人スタッフ養成講座	•	•						
	組織基盤強化フォーラム		•	•	•	(中止)			
	アドバイザー派遣事業		•	•	•	•			
	パワーアップセミナー			•	•	•			
	NPO法人実務基礎固め講座				•	•			

新規申出、更新等で問題となった点

1 新規指定申出時

- (1) 監事の兼職禁止(2法人)
- (2) 複式簿記による記帳がなされていないため申出の取下げ(2法人)

2 更新申出時

- (1) 財務諸表の不備、改善(1法人)
- (2) 寄附に関する帳票の不備、不足(2法人)